

## 総合理工学部規則

(平成16年島大総合理工学部規則第1号)

[平成16年4月1日 制定]

[令和3年2月17日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学総合理工学部（以下「本学部」という。）における組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，学則（平成16年島大学則第2号。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は，専門的基礎学力と総合的視野をもった活力ある人材の育成を目的とする。

(学科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

物理・マテリアル工学科

物質化学科

地球科学科

数理科学科

知能情報デザイン学科

機械・電気電子工学科

建築デザイン学科

(教育組織の編成)

第2条の2 本学部は，本学の教授，准教授，講師及び助教のうち，学部における教育及び研究指導を担当する資格を有する者をもって編成する。

(単位制)

第3条 教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び区分)

第4条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により基礎科目，教養育成科目及び専門教育科目に分ける。

(基礎科目)

第5条 基礎科目は，次の履修区分毎に開設するものとし，各履修区分に属する授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

外国語

健康・スポーツ／文化・芸術

情報科学

数理・データサイエンス

(教養育成科目)

第6条 教養育成科目は，次の履修区分毎に開設するものとし，各履修区分に属する授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

入門科目

発展科目

社会人力養成科目

第7条 削除

(専門教育科目)

第8条 専門教育科目は、これを自然科学系学部共通科目、基盤科目、専門必修科目、専門選択科目及び専門自由科目に分け、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第9条 第4条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(卒業研究等の単位の計算方法)

第10条 本学部において開設する卒業研究及び卒業論文は、開設する学科の指導の形態に応じ、演習又は実験として取り扱うものとし、学科ごとに次の基準により計算するものとする。

物理・マテリアル工学科の卒業研究

演習及び実験 30時間の研究指導をもって1単位とする。

物質化学科の卒業研究

実験 45時間の研究指導をもって1単位とする。

地球科学科の卒業論文

実験 45時間の研究指導をもって1単位とする。

数理科学科の卒業研究

演習 30時間の研究指導をもって1単位とする。

知能情報デザイン学科の卒業研究

実験 45時間の研究指導をもって1単位とする。

機械・電気電子工学科の卒業研究

実験 45時間の研究指導をもって1単位とする

建築デザイン学科の卒業研究

演習 30時間の設計指導、若しくは

実験 45時間の研究指導をもって1単位とする。

(各科目の履修)

第11条 学生は、入学初年度から基礎科目、教養育成科目と並行して専門教育科目(教職に関する科目を含む。)を履修することができる。

(コース別の履修方法)

第12条 各学科の学生は、指定された授業科目を系統的に履修することにより、卒業研究又は卒業論文を履修するまでに、次のコースに分かれる。

物理・マテリアル工学科 基礎物理学コース、マテリアル工学コース、電子デバイス工学コース、材料工学特別コース

物質化学科 基礎化学コース、環境化学コース、機能材料化学コース、材料工学特別コース

地球科学科 地球物質資源科学コース、地球環境科学コース、自然災害科学コース

数理科学科	数理基幹コース，数理展開コース，材料工学特別コース
知能情報デザイン学科	情報システムデザインコース，データサイエンスコース，材料工学特別コース
機械・電気電子工学科	機械工学コース，電気電子工学コース，材料工学特別コース
建築デザイン学科	建築構造・住環境コース，建築計画デザインコース

(理工特別コース)

第 12 条の 2 本学部に理工特別コースを置き，コースで指定された授業科目を履修するものとする。

(バイリンガル教育コース)

第 12 条の 3 本学部にバイリンガル教育コースを置き，コースで指定された授業科目を履修するものとする。

(学部・博士前期一貫プログラム)

第 12 条の 4 本学部に学部・博士前期一貫プログラムを置くものとする。

(最低修得単位数及び履修手続)

第 13 条 学生は，最終学年を除き，1 学年間に最低 20 単位を修得しなければならない。

2 学生は，各学期の始めに，履修しようとする科目を定め，所定の様式により，指定された期日までに，届け出なければならない。

(編入学者，再入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第 14 条 学則第 9 条，第 10 条又は第 12 条の規定により入学を許可された者が，入学前に，他の大学，短期大学，高等専門学校等において修得した単位については，学則第 14 条の規定に基づき，教授会の議を経て，その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定する。

(編入学者，再入学者及び転入学者の修業年限)

第 15 条 学則第 9 条の規定により入学を許可された者の修業年限は，2 年とする。

2 学則第 10 条又は第 12 条の規定により入学を許可された者の修業年限は，当該志願者の合否を決定するときに，教授会の議を経て決定する。

(編入学者，再入学者及び転入学者の在学年限)

第 16 条 学則第 9 条から第 12 条の規定により編入学等を許可された者及び学則第 16 条又は第 17 条の規定により転学部等を許可された者の在学年限は，別に定める。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修及び認定)

第 17 条 学生は，学則第 32 条の規定により，他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき又は学則第 44 条の規定により，外国の大学又は短期大学に留学を希望するときは，当該大学又は短期大学と協議が成立している場合に限り，学部長の許可を得て，当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)で修得した単位は，60 単位を限度として教授会の議を経て，卒業要件の単位として認定

することができる。

(大学以外の教育施設等における学修及び認定)

第 18 条 学生が学則第 33 条の規定により、短期大学、高等専門学校の専科又は高等専門学校における学修を希望するときは、学部長は、教育上有益と認めたものについて、教授会の議を経て、当該教育施設等における学修を許可するものとする。

2 学生が前項に定めるもの以外の文部科学大臣が定める大学以外の教育施設等における学修を希望するときは、学部長は、特に教育上有益と認めたものについて、教授会に諮り、当該教育施設等における学修を許可することができる。

3 第 1 項の規定に基づく学修により修得した単位は、前条第 2 項の規定により認定する単位数と合わせて 60 単位を限度として、教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

4 第 2 項の規定に基づく学修により修得した単位は、卒業要件の単位には算入しない。

(課程修了の要件及び認定)

第 19 条 学則第 49 条の規定による課程を修了するためには、別表に定める学科別履修単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学部長が認定する。

(教育職員免許状の取得)

第 20 条 学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める所定の単位を修得することにより、次に掲げる教育職員免許状を取得することができる。

学科／種類・教科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
物理・マテリアル工学科	理科	理科
物質化学科	理科	理科
地球科学科	理科	理科
数理科学科	数学	数学
知能情報デザイン学科		情報
機械・電気電子工学科		工業
建築デザイン学科		工業

2 教育職員免許状取得のための授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 21 条 学則第 62 条の規定により、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は、教授会に諮り教育上有益と認め、かつ、当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

る。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第22条 学則第64条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を次のとおり置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

(外国人留学生等の履修の特例)

第23条 外国人留学生が、前条に規定する科目を履修し、単位を修得したときは、別表に規定する課程修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語の単位は8単位を日本語科目についての単位で、教養育成科目のうち入門科目及び発展科目についての単位は8単位までを日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育に教授会が必要であると認めた場合に準用する。

(学芸員の資格の取得)

第24条 学生は、博物館法(昭和26年法律第285号)に定める所定の単位を修得することにより、学芸員の資格を取得することができる。

2 学芸員の資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(組織的研修等)

第25条 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 島根大学学則(平成16年島大学則第2号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学総合理工学部(以下「旧島根大学総合理工学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根大学総合理工学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学総合理工学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は平成15年9月30日における旧島根大学総合理工学部規則等の定めるところによる。

附 則(平成17年2月23日 一部改正)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月19日 一部改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月23日 一部改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 24 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則（以下「改正後の規則」という。）別表備考 3 の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の規則別表（備考 3 を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 2 月 23 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 19 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 21 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 24 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 24 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日 一部改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月20日 一部改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、別表備考7については、平成30年度以前の入学生（当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者も含む。）にあっても適用する。

附 則（令和2年12月23日 一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の総合理工学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 学 科 別 履 修 単 位

学 科 科 目	基 礎							教 養 育 成					自 由 選 択 I	専 門 教 育						自 由 選 択 II	合 計	
	外国語		健 康・ス ポーツ/ 文 化・芸 術	情 報 科 学	数 理・デ ータサイ エンス	計	入 門			発 展		社 会人 力養 成		計	自 然科 学系 学部 共通 科目	基 盤科 目	専 門必 修	専 門選 択	専 門自 由			計
	英 語	初 修					計	人 文社 会科 学	自 然科 学	学 際	人 文社 会科 学											
物理・マテリアル工学科 (基礎物理学コース) (マテリアル工学コース) (電子デバイス工学コース) (材料工学特別コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	16	42	20	8	90	*	4	124	
物質化学科 (基礎化学コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	14	37	27	8	90	*	4	124	
物質化学科 (環境化学コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	14	43	21	8	90	*	4	124	
物質化学科 (機能材料化学コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	14	51	13	8	90	*	4	124	
物質化学科 (材料工学特別コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	14	60	8	4	90	*	4	124	
地球科学科 (地球物質資源科学コース) (地球環境科学コース) (自然災害科学コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	15	56	13	88	*	8	2	124	
数理科学科 (数理基幹コース) (数理展開コース) (材料工学特別コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	14	34	28	8	88	*	4	6	124
知能情報デザイン学科 (情報システムデザインコース) (データサイエンスコース) (材料工学特別コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	12	46	18	4	84	*	10	4	124
機械・電気電子工学科 (機械工学コース) (電気電子工学コース) (材料工学特別コース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	16	56	8	4	88	*	4	6	124
建築デザイン学科 (建築構造・住環境コース) (建築計画デザインコース)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	19	51	18	2	94	*	2	2	124
理工特別コース (学部共通)	4	4	8	2	2	2	14	人文社会科学 4, 自然科学 4			12	*	4	12	20 (22)	40 (38)	10	86	*	4	8	124
バイリンガル教育コース (学部共通)	日本語 8		8	2	2	2	14	日本事情A 4, 日本事情B 4			12		4	22	56		82		8		8	124

注1 自由選択 I 欄の単位は、基礎科目、教養育成科目の中から選択して履修した科目の単位とする。

注2 自由選択 II 欄の単位は、基礎科目、教養育成科目及び総合理工学部の学生が履修することができる専門教育科目の中から選択して履修した科目の単位とする。

注3 理工特別コース(学部共通) 専門教育科目欄の ( ) を付した単位の取り扱いについては、総合理工学部履修細則別表 5 理工特別コース(学部共通) に定める。

#### 備 考

1. 外国語（初修外国語）は、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国・朝鮮語の中から1科目を選択して履修しなければならない。バイリンガル教育コース（学部共通）は、日本語を履修しなければならない。
2. 教養育成科目は、人文社会科学分野から4単位、自然科学分野から4単位履修し、残りの4単位については入門科目・発展科目・社会人力養成科目の中から自由に履修することができる。バイリンガル教育コース（学部共通）の12単位は、日本事情Aを4単位、日本事情Bを4単位履修し、残りの4単位については教養育成科目（入門科目・発展科目・社会人力養成科目）の中から自由に履修する。
3. 専門教育科目のうち、学芸員の資格取得のための授業科目のうち指定する科目及び教職に関する科目の単位は、卒業の要件となる単位に算入しない。
4. \*を付した単位には放送大学で開講される科目の単位を含めることができる。
5. 法文学部、教育学部、人間科学部及び生物資源科学部が全学に開放する専門教育科目を修得した単位は自由選択Ⅱの単位とする。
6. 島根県立大学との間における単位互換に関する協定により、島根県立大学で修得した単位は、自由選択Ⅱの単位に含めることができる。ただし、大学教育センター長又は学部長があらかじめ承認した場合に限り、自由選択Ⅰ又は専門教育科目（選択又は自由に限る。）の単位に含めることができる。
7. 松江工業高等専門学校との間における単位互換に関する協定により、松江工業高等専門学校で修得した単位は、自由選択Ⅱの単位に含めることができる。